

令和2年度
行政監査報告書
(人件費の状況について)

会津若松市監査委員

目 次

第 1	監 査 の 種 類	-----	1
第 2	監 査 の テ ー マ	-----	1
第 3	監 査 の 目 的	-----	1
第 4	監 査 の 対 象	-----	1
第 5	監 査 の 着 眼 点	-----	2
第 6	監査の実施場所及び日程	-----	2
第 7	監査の主な実施内容	-----	2
第 8	人 件 費 の 概 要	-----	2
第 9	人 件 費 の 状 況	-----	4
第10	監 査 の 結 果	-----	23
	参 考 資 料	-----	26

令和2年度行政監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

第2 監査のテーマ

「人件費の状況について」

第3 監査の目的

人件費は、平成30年度一般会計決算において、75億37百44万1千円と一般会計合計494億29百14万3千円の15.25%を占めており、性質別経費の中では、扶助費の25.23%に次いで2番目に多い費用であり、義務的経費として主要な経費となっている。

現在、行政ニーズが複雑かつ高度化、多様化している中であって、市民のために良質で効率的な行政サービスを提供する人事制度は、行政システムの根幹であり、人件費に関する事務の執行について、合規性、経済性、有効性、効率性の観点から検証することは重要である。

地方自治法第2条第14項及び第15項には地方公共団体の責務が明文化されているが、人事行政についても例外ではなく、これに則って運営されなければならない。

以上のことから、人件費の状況について監査を実施したものである。

○ 地方自治法（抜粋）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

（中略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第4 監査の対象

1 対象範囲

人件費に関する事項

※ 人件費を監査するに当たっては、国と地方自治体の制度理解、地方交付税や決算等の財政分析の知識、地方公務員法をはじめとする法令等の知識が必要となる。本市は、包括外部監査（外部の専門的な知識を有する公認会計士や弁護士との契約によって行われる監査）を採用しておらず、現体制で可能な範囲及び方法を検討した結果、決算統計上の職員給与と位置付けられている歳出科目「第2節 給料、第3節 職員手当等」に対象範囲を絞ることとした。（決算統計上の人件費には、職員人件費である第2節 給料、第3節 職員手当等、第4節 共済費のほか議員報酬や非常勤職員等の報酬、特別職の給与、及び職員共助会交付金などが含まれるが、今回は、人件費全てではなく、「第2節 給料、第3節 職員手当等」を中心に検証する。）

2 対象所属

総務部人事課

第5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第4 行政監査の着眼点」等に基づき、事務の執行について、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかという観点から監査を実施した。また、人件費の水準がどのように決められているのか、類似の団体に比べて均衡を欠いていないか、国や地方を取り巻く社会情勢に適応しているかなどの観点からも監査を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の実施期間 令和2年4月10日から令和3年2月26日まで

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和2年7月20日から同年11月25日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和2年11月26日

第7 監査の主な実施内容

- 1 人事課に関係書類の提出を求め、当該書類の調査及び検証を行うとともに、監査委員による対面監査において、関係職員から説明を聴取した。
- 2 「類似の都市」の13市に対して職員数等の調査を行い、その回答や各種資料を基に、本市の規模（職員数等）とを比較検証した。

※ 上記の「類似の都市」とは、総務省が定める「類似団体」とは異なるものである。総務省の類似団体における分類で本市は一般市の類型「Ⅲ-3」に該当するが、この「Ⅲ-3」には大都市圏の市や、面積が狭く人口密度が高い市が多く含まれている。このため、より現実的で実効性のある比較・検証を行うために、本市と財政規模や地理的条件が類似している地方都市13市を選定し、今回の監査において、これを「類似の都市」と位置付け、アンケート調査及び比較検証を行った。

第8 人件費の概要

1 人件費の定義

人件費は、社会一般においては、「人の労働に対して支払われる費用。給料・手当など」を指すことが多い。

地方公共団体における人件費を含む人事行政の運営は、職員の採用から退職まで長期的な視野に立って行われており、地方公共団体が支出する人件費は、使途を明確にするために、その性質により以下の歳出科目別に分類されている。

表 1

【人件費に係る歳出科目】

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

節	区分	主な内容
第 1 節	報酬	議員報酬、委員報酬、非常勤職員報酬
第 2 節	給料	特別職給、一般職給
第 3 節	職員手当等	退職手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当
第 4 節	共済費	地方公務員共済組合負担金、地方議会議員共済会負担金、報酬・給料及び賃金に係る社会保険料
第 5 節	災害補償費	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償
第 19 節	負担金補助及び交付金	職員共助会交付金

2 人件費を構成するもの

人件費を構成する主なものは、以下のとおりである。

- ① 議員報酬
- ② 委員等報酬（行政委員分、附属機関分、消防団員分、学校医等分、その他非常勤職員）
- ③ 市長等特別職の給与
- ④ 職員給〔基本給（給料、扶養手当）、その他の手当（住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等）〕
- ⑤ 市町村職員共済組合負担金等
- ⑥ 退職金
- ⑦ 災害補償費（非常勤職員の療養補償など。常勤職員の災害補償は含まない。）
- ⑧ 職員共助会交付金
- ⑨ その他（再任用職員、非常勤特別職の社会保険料）

※ 人件費を構成する項目については、総務省の決算カードの分類を示した参考資料1(26ページ)を参照。
総務省のホームページには、年度毎に全国の自治体の決算カードが掲載されている。本市の平成 30 年度決算カードについては、参考資料2(27ページ)を参照。

3 給与に関する法的根拠（基本原則）

地方公務員制度全般に通じる基本的な考え方として、地方公務員法に「平等取扱いの原則（第13条）」や「情勢適応の原則（第14条第1項）」がある。

地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により定めた条例に基づいて支給されているが、次の3つが基本的な考え方の柱となっている。

- ① 職務給の原則（地方公務員法第24条第1項）
- ② 均衡の原則（同第24条第2項）
- ③ 条例主義の原則（同第24条第5項及び第25条第1項）

○ 地方公務員法(抜粋)

(平等取扱いの原則)

第 13 条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第 16 条第 4 号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

(情勢適応の原則)

第 14 条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

- 第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
 (中略)
 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給与に関する条例及び給与の支給)

第25条 職員の給与は、前条第5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

第9 人件費の状況

1 人件費について

(1) 平成30年度決算における人件費の状況

平成30年度一般会計決算における人件費の占める割合は 15.25 %である。また、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の占める割合は 48.51 %となっており、歳出のおおむね半分を占めている。

なお、今回の監査では主に平成30年度の数値を使用しているが、これは決算が翌年度に確定することや他市との比較検証の際に基準年度を統一するためである。

表2 【性質別経費の状況（一般会計）・住民1人当たりの額の状況（普通会計）】

(平成30年度決算)

	一般会計ベース		住民1人当たりの主な性質別経費 (普通会計ベース) (単位:円)		
	金額(千円)	割合(%)	会津若松市	類似団体平均 (※)	福島県平均
人件費	7,537,441	15.25	63,386	56,739	69,116
扶助費	12,473,314	25.23	104,371	101,695	74,405
公債費	3,969,289	8.03	38,010	32,752	42,126
小計(義務的経費)	23,980,044	48.51	205,767	191,186	185,647
物件費	5,742,745	11.62	47,708	53,852	103,038
維持補修費	760,058	1.54	6,360	3,455	8,147
補助費等	5,242,840	10.61	43,866	35,615	66,189
積立金	1,683,873	3.41	14,089	19,348	54,743
投資・出資・貸付金	698,780	1.41	5,847	4,798	8,824
繰出金	6,247,683	12.64	47,101	38,020	46,994
普通建設事業費	5,050,889	10.22	43,796	43,226	105,747
災害復旧事業費	22,231	0.04	186	1,408	11,694
合計	49,429,143	100.00	—	—	—

※ 表2中の類似団体は総務省が定める類似団体「Ⅲ-3」に属する市。

(2) 監査の対象とする項目

今回の監査では、対象を歳出科目「第2節 給料、第3節 職員手当等」に絞っているが、作業量や時間的な制約により、さらに、この中でも支出割合の高い一般職の職員給（基本給、その他の手当）により検証する。具体的には次表のとおりである。

表 3

【一般職の職員給を構成する項目】

職員給(一般職)										
基本給		その他の手当								
給料	扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当
第2節	第3節									

(3) 監査の方法

まず、職員給の基本給やその他の手当については、人件費の水準がどのように決められているのかという観点から、国や県の制度との比較により検証を行った。

次に、職員数等については、類似の団体に比べて均衡を欠いていないかという観点から、今回の監査で選定した「類似の都市」13市との比較検証を行った。加えて、総務省が定める類似団体「Ⅲ-3」に属する市との比較検証も行った。

2 職員給について

本市の人件費の中の給与費（給料、手当）の推移は次のとおりである。

表 4

【職員数及び給与費の推移】

	職員数(人) A (※2)	給与費(※3) (千円)				1人当たり給与費 B/A (千円)
		給料	職員手当 (※1)	期末手当、 勤勉手当	計 B	
平成 21 年度	891	3,572,936	653,919	1,300,822	5,527,677	6,204
平成 22 年度	897	3,531,074	741,673	1,258,208	5,530,955	6,166
平成 23 年度	887	3,495,091	756,581	1,245,110	5,496,782	6,197
平成 24 年度	891(38)	3,483,318	756,206	1,235,436	5,474,960	6,145
平成 25 年度	907(45)	3,362,737	703,562	1,253,903	5,320,202	5,866
平成 26 年度	906(48)	3,514,096	761,378	1,293,732	5,569,206	6,147
平成 27 年度	904(48)	3,474,540	667,734	1,307,973	5,450,247	6,029
平成 28 年度	886(49)	3,405,199	663,454	1,310,326	5,378,979	6,071
平成 29 年度	890(60)	3,418,830	681,653	1,315,282	5,415,765	6,085
平成 30 年度	892(56)	3,414,932	662,315	1,329,743	5,406,990	6,062

(市ホームページ「会津若松市の給与・定員管理等について」による数値を表示)

(※1) 職員手当には退職手当を含まない。

(※2) 職員数は、各年度とも4月1日現在の人数。

(※3) 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数の()内の数値については、当該職員を内書で表している。1人当たり給与費については、当該職員の給与費及び職員数を含めて算出。()内の人数は平成24年度から記載。

表4をみると、平成21年度からの10年間における職員数は、886人から907人の間で推移しており大きな変動はない。その中であって、カッコ内の任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員については、データの公表を始めた平成24年度から徐々に増加の傾向が見受けられる。一方、給与費については55億円から54億円と減少しており、これは職員数が横ばいの中にあって、給与額の低い任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の数が増加していることが要因と考えられる。

次に、国や県との給料表や各種手当の金額等についての比較は以下のとおりである。

表5 【国・県・市の制度（給料表及び各種手当）】

(平成30年4月1日現在)

	国	福島県	会津若松市
1.給料表	10級制	10級制(国とは異なる)	8級制(県と同じ給料表で設定)
2.扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	国と同じ	国と同じ
○上記の支給方法	○子一人につき10,000円 ・特定期間加算5,000円 ○子以外6,500円	国と同じ	国と同じ
3.住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合	県と同じ
○上記の支給方法	【借家】 ・月額23,000円以下の家賃 …月額12,000円 ・月額23,000円を超える家賃 …11,000円+家賃月額×1/2 (支給限度額27,000円)	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃 …月額9,500円 ・月額20,500円を超える家賃 …11,000円+家賃月額×1/2 (支給限度額27,000円)	県と同じ
4.通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること	国と同じ	国と同じ
○上記の支給方法	①運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じた額(上限31,600円)	①運賃相当額が63,000円以下については運賃相当額 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じた額(上限46,300円)	①運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じた額(上限19,500円)

5. 単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	国と同じ	国と同じ
○上記の支給方法	基本額 30,000 円、距離に応じた加算額 8,000 円～70,000 円	国と同じ	国と同じ
6. 特殊勤務手当	危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給	国と同じ	国と同じ
○上記の支給方法	業務の内容により日額等により支給	国と同じ	国と同じ
7. 時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給	国と同じ	国と同じ
○上記の支給方法	勤務1時間当たりの給与額に、勤務の区分に応じた100分の125から100分の150までの割合を乗じて得た額を支給	国と同じ	国と同じ
8. 管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	国と同じ	国と同じ
○上記の支給方法	「俸給の特別調整額」として、官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている。	一般行政職の場合、4級5種 45,400 円～10 級1種 139,300 円を支給	○部長相当職の職員(8級) 84,600 円 ○企画副参事(副部長)相当職の職員(7級) 66,400 円 ○課長相当職の職員(6級) 54,000 円 ○総務主幹職の職員(6級) 45,700 円
9. 期末手当	民間における賞与等のうち一定率(額)分に相当する手当として6月1日及び12月1日に在職する職員等に支給	国と同じ	国と同じ
○上記の支給方法	2.6 月分(1.45 月分) ※()内は再任用職員	2.55 月分(1.40 月分) ※()内は再任用職員	県と同じ
10. 勤勉手当	民間における賞与等のうち考課査定分に相当する手当として6月1日及び12月1日に在職する職員等に勤務成績に応じて支給	国と同じ	国と同じ
○上記の支給方法	1.85 月分(0.90 月分) ※()内は再任用職員	国と同じ	国と同じ
11. 寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	国と同じ	国と同じ
○上記の支給方法	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	国と同じ	国と同じ (本市の場合) ○4級地 ○11月から翌年3月までの年5回、下記区分により支給 ・世帯主(扶養有) 月額 17,800 円 ・世帯主(扶養なし) 月額 10,200 円 ・その他 月額 7,360 円

※ 表5中の福島県及び会津若松市の欄の「国と同じ」という記載は、支給の考え方が国と同じという趣旨で用いている。手当の具体的な金額等については国と一部異なる場合がある。

国家公務員の給与については、独立機関である人事院が必要な改定等について国会と内閣に勧告を行い、それに基づいて決められている。同様に地方公務員についても、各県の人事委員会勧告を基に県職員の給与等の改定が行われ、さらに本市も含め多くの自治体で県職員の取扱に準じて職員の給与等の改定が行われている。これは、その地位の特殊性と職務の公共性から、公務員に協約締結権やストライキ権が認められていないといった労働基本権に対する制約があり、民間企業のように給与額や勤務時間など勤務条件の決定に係る使用者との交渉ができないためであり、第三者である独立機関からの勧告制度により決定していく流れになっている。

地方公務員法において、職員の給与は、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされ、また、勤務時間や給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされている。こうした考慮すべき点については、景気の浮き沈みなど社会経済情勢が作用することから、人事院と人事委員会が毎年度共同で、職種別民間給与実態調査による民間企業従業員との給与の比較を行い、情勢適応・均衡の原則に則り地方公務員の給与に反映させている。

表5における福島県と本市の給与制度を比較してみると、ほぼ同様の制度になっており、通勤手当や管理職手当については額などに違いがあるものの、いずれも本市の手当額が低くなっている。

次に、各自治体において差異がある特殊勤務手当についてである。これは、他の業務と比して著しく危険や不快感などを伴う業務、健康を害する恐れが伴う業務、また時間や地理的要因により他と異なる業務で、給与上特別の配慮が必要と認められるものに対してその業務の特殊性に応じて支給するものである。当該手当の支給対象となる勤務の種類は、各自治体によって差異があるため、国、県及び他自治体との均衡を考慮しながら、制度の趣旨に合致するものについては、各自治体において条例及び規則に規定し支給されている。

なお、本市の特殊勤務手当の見直しの経過は、次のとおりである。

表6 【特殊勤務手当の種類及び支給対象者】

～平成13年3月31日	平成13年4月1日～	平成19年4月1日～
手当：13種類 支給対象者：全28区分	手当：8種類 支給対象者：全18区分	手当：5種類 支給対象者：全6区分
<ul style="list-style-type: none"> ○税務等職員手当 ・市税の賦課又は市税等の徴収に関する事務を主たる職務とする職員 ・庁外において市税等の収納又は滞納処分に従事した職員 ○防疫作業職員手当 ・防疫作業に従事した職員 ○清掃業務職員手当 ・ごみ収集運搬に従事した職員 ・犬、猫等の死体処理作業に従事した職員 ○斎場業務職員手当 ・斎場の業務に従事する職員 ○社会福祉業務職員手当 ・福祉事務所に勤務する査察指導員、現業を行う職員、精神薄弱者福祉司、身体障害者福祉司及び老人福祉指導主事 	<ul style="list-style-type: none"> ○税務等業務手当 ・市税又は国民健康保険税の賦課又は徴収に関する事務を主たる職務とする職員のうち当該業務に従事した職員 ・庁外において市税、国民健康保険税又は税外収入の徴収又は滞納処分に従事した職員 ○防疫作業手当 ・防疫作業に従事した職員 ○動物死体処理作業手当 ・犬、猫等の死体処理作業に従事した職員 ○斎場業務手当 ・斎場に勤務する職員のうち当該斎場の業務に従事した職員 	<ul style="list-style-type: none"> ○滞納処分業務手当 ・市の歳入に係る滞納処分による差押えをした後に行われる交渉の業務、その他の規則で定める滞納処分のために必要な業務に従事した職員 ○動物死体処理作業手当 ・犬、猫等の損壊した死体の処理作業に従事した職員 ○社会福祉業務手当 ・行旅死亡人又は変死体の処理作業に従事した職員

<p>○行旅死亡人等処理職員手当 ・行旅病人を救護した職員 ・行旅死亡人及び変死人処理に従事した職員</p> <p>○現場作業職員手当 ・給食業務に従事した職員 ・交通を遮断することなく行う道路の調査、維持、修繕等の作業及び測量業務に従事した職員 ・狂犬病予防法による業務に従事した職員 ・火災、風災害等の緊急時に出動した職員 ・下水道管の監視、下水浄化工場における水質検査並びに電気工作物の工事、保安及び運転操作の保安監督に従事した職員</p> <p>○運転業務職員手当 ・土木作業に供する大型特殊自動車の運転業務に従事した職員</p> <p>○変形勤務職員手当 ・文化福祉センターに勤務する職員 ・中央保育所に勤務する職員のうち、保育業務、調理業務および保健業務に専ら従事する職員 ・中央保育所に勤務する職員のうち、上記以外の業務に従事する職員 ・公民館に勤務する職員 ・会津図書館に勤務する職員 ・児童館に勤務する職員又は母子生活支援施設に勤務する母子指導員 ・公設地方卸売市場に勤務する職員のうち、正規の勤務時間として早朝から勤務する職員で、午前5時から勤務した場合 ・公設地方卸売市場に勤務する職員のうち、正規の勤務時間として早朝から勤務する職員で、午前6時から勤務した場合 ・上記以外の変形勤務に従事した職員</p> <p>○高所作業職員手当 ・地上又は水面上3メートル以上の足場の不安定な高所で行う高層建築物、橋りょう等の工事現場における監督に従事した職員</p> <p>○深所作業職員手当 ・地下2メートル以上の深所で行う下水道工事、橋脚の基礎工事及び河川等の工事現場における作業又は監督に従事した職員</p> <p>○除雪作業職員手当 ・道路交通の確保を図るため、道路の除雪作業に従事した職員</p> <p>○用地交渉業務職員手当 ・庁外において公共の用に供する土地の取得の交渉業務に従事した職員</p>	<p>○社会福祉業務手当 ・福祉事務所に勤務する社会福祉法第15条第1項第1号及び第2号に掲げる所員、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司及び老人福祉指導主事のうち、当該福祉事務所の業務に従事した職員 ・行旅病人を救護した職員 ・行旅死亡人及び変死人の処理に従事した職員</p> <p>○現場作業手当 ・交通を遮断することなく行う道路の調査、維持、修繕等の作業又は測量業務に従事した職員 ・異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは、発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 ・下水道管内での作業、下水浄化工場における有害薬物を用いての水質検査又は電気工作物の点検、調整若しくは修理の作業に従事した職員 ・地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な高所で行う高層建築物、橋りょう等の工事現場における監督又は検査に従事した職員 ・地下4メートル以上の深所で行う下水道工事、橋脚の基礎工事、河川等の工事現場における作業、監督若しくは検査又は文化財発掘調査現場で発掘業務に従事した職員 ・道路交通の確保を図るため道路の除雪作業に従事した職員 ・庁外において不法投棄廃棄物の処理に従事した職員</p> <p>○変則勤務手当 ・市長が規則で定める職員のうち正規の勤務時間として勤務の始業時間が一般の職員の始業時間と異にして勤務した職員(公設地方卸売市場、中央保育所、高齢福祉課ヘルパー)で、正規の勤務時間としての勤務の始業時間が一般の職員の始業時間(8時30分)と2時間未満異にして勤務した職員 ・市長が規則で定める職員のうち正規の勤務時間として勤務の始業時間が一般の職員の始業時間と異にして勤務した職員(公設地方卸売市場、中央保育所、高齢福祉課ヘルパー)で、正規の勤務時間としての勤務の始業時間が一般の職員の始業時間(8時30分)と2時間以上異にして勤務した職員</p> <p>○用地交渉業務手当 ・庁外において公共の用に供する土地の取得等の交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務に従事した職員</p>	<p>○現場作業手当 ・異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは、発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 ・道路交通の確保のため、午後10時から翌日の午前5時までの間、又は暴風雪警報若しくは大雪警報の発令下における除雪車による除雪作業又はこれに伴う排雪作業に従事した職員</p> <p>○用地交渉業務手当 ・庁外において公共の用に供する土地の取得等に係る交渉又は公共の事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務のうち、規則で定める同一の者と反復継続して行われる交渉の業務に従事した職員</p>
---	---	---

特殊勤務手当については、平成13年4月と平成19年4月の2度にわたり、国の指針等に基づいて抜本的な見直しが行われてきた。今後についても、本市の実情や社会情勢を踏まえ、人事院勧告等を尊重する国や県、さらには県内他市との均衡を考慮しながら、本市の特殊勤務手当の妥当性について常に点検を行い、必要があれば見直しを行うことが対面監査でも確認された。

3 職員数について

総務省は、昭和50年から毎年4月1日を基準とした「地方公共団体定員管理調査」を実施している。この調査は、地方公共団体の職員数や部門別の人員配置等の実態を調査し、適正な定員管理に資することを目的としたもので、このデータを基に「類似団体別職員数の状況」が公表されている。

この資料では、全ての市区町村を対象に類似団体のグループ分けがなされており、まず、市区町村の権能に応じて、指定都市、中核市、施行時特例市、特別区、その他一般市、町村に区分され、このうち一般市と町村は、さらに人口と産業構造に応じた区分がなされている。

本市が該当する一般市の区分について以下に記載した（表7参照）。

表7 【類似団体の一般市の類型】

人口	産業構造	Ⅱ次、Ⅲ次 90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 90%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
以上 0 ~ 50,000 未満		I-3	I-2	I-1	I-0
50,000 ~ 100,000		II-3	II-2	II-1	II-0
100,000 ~ 150,000		III-3	III-2	III-1	III-0
150,000 ~		IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

まず、人口の区分である。本市の平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口は119,513人、産業構造は、平成27年国勢調査による産業3部門別就業者数の構成比で見ると、第1次産業が5.4%、第2次産業が24.7%、第3次産業が67.4%であった。これにより、本市の都市区分は表7の「III-3」に属することになる。

また、地方公共団体定員管理調査を基にした「類似団体別職員数の状況」については、毎年4月に作成され、直近2年間のものが総務省のホームページに掲載されている。この中で、令和2年3月に公表された「III-3」から「III-1」までの一般行政職員数の表（平成31年4月1日時点）は次のとおりである。

※ 今回の本市における職員数等の比較検証に当たっては、平成31年4月1日現在を基準日とした「地方公共団体定員管理調査」による各自治体の職員数等の数値を使用するため、本市の人口については平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口を、産業構造については、平成27年国勢調査による産業3部門別就業者数の構成比を使用した。

【類似団体Ⅲ－３の一般行政職員数】

Ⅲ－３（51団体）

（人口10万以上15万未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上の団体）

団体名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	一般行政 職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり職員数 (一般行政)
福岡県 春日市	14.15	113,225	299	26.41
大阪府 河内長野市	109.63	105,924	358	33.80
福岡県 筑紫野市	87.73	103,853	359	34.57
福岡県 大野城市	26.89	100,933	366	36.26
神奈川県 座間市	17.57	130,963	489	37.34
東京都 青梅市	103.31	134,086	505	37.66
大阪府 池田市	22.14	103,655	399	38.49
東京都 昭島市	17.34	113,215	436	38.51
大阪府 守口市	12.71	143,458	553	38.55
奈良県 生駒市	53.15	120,132	467	38.87
兵庫県 三田市	210.32	112,806	443	39.27
北海道 江別市	187.38	118,985	481	40.43
神奈川県 伊勢原市	55.56	100,777	411	40.78
東京都 東久留米市	12.88	116,896	477	40.81
埼玉県 ふじみ野市	14.64	114,292	467	40.86
千葉県 我孫子市	43.15	132,216	543	41.07
神奈川県 海老名市	26.59	133,199	555	41.67
埼玉県 三郷市	30.13	141,827	598	42.16
東京都 国分寺市	11.46	123,689	530	42.85
静岡県 三島市	62.02	110,352	473	42.86
千葉県 鎌ヶ谷市	21.08	109,972	472	42.92
茨城県 土浦市	122.89	142,862	614	42.98
大阪府 泉佐野市	56.51	100,702	434	43.10
埼玉県 入間市	44.69	148,442	642	43.25
大阪府 松原市	16.66	120,321	521	43.30
東京都 小金井市	11.30	121,443	526	43.31
東京都 多摩市	21.01	148,745	651	43.77
埼玉県 戸田市	18.19	139,616	613	43.91
大阪府 羽曳野市	26.45	111,955	493	44.04
埼玉県 坂戸市	41.02	101,226	449	44.36
岐阜県 多治見市	91.25	111,090	497	44.74
大阪府 箕面市	47.90	138,368	629	45.46
茨城県 取手市	69.94	107,489	490	45.59
埼玉県 鴻巣市	67.44	118,745	544	45.81
千葉県 木更津市	138.95	135,318	638	47.15
長崎県 諫早市	341.79	137,383	662	48.19
大阪府 富田林市	39.72	111,898	543	48.53
大分県 別府市	125.34	117,932	584	49.52
東京都 武蔵野市	10.98	146,399	731	49.93
千葉県 印西市	123.79	101,299	507	50.05
鳥取県 米子市	132.42	148,524	757	50.97
奈良県 橿原市	39.56	122,242	654	53.50
福岡県 飯塚市	213.96	129,002	693	53.72
鹿児島県 霧島市	603.16	125,824	684	54.36
三重県 伊勢市	208.35	126,573	691	54.59
福岡県 大牟田市	81.45	115,310	634	54.98
宮崎県 延岡市	868.02	123,483	720	58.31
北海道 小樽市	243.83	116,529	686	58.87
福島県 会津若松市	382.97	119,513	726	60.75
広島県 廿日市市	489.48	117,483	744	63.33

団体名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	一般行政 職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり職員数 (一般行政)
山口県 岩国市	873.72	135,342	951	70.27
Ⅲ－３ 合計		6,225,513	28,389	45.60

【類似団体Ⅲ－２、Ⅲ－１の一般行政職員数】

Ⅲ－２（30団体）

（人口10万以上15万未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%未満の団体）

団 体 名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	一般行政 職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり職員数 (一般行政)
石川県 小松市	371.05	108,713	367	33.76
岐阜県 各務原市	87.81	148,225	516	34.81
大阪府 大東市	18.27	120,759	450	37.26
愛知県 瀬戸市	111.40	129,754	484	37.30
静岡県 藤枝市	194.06	145,550	559	38.41
静岡県 掛川市	265.69	117,931	466	39.51
岐阜県 可児市	87.57	102,175	425	41.60
三重県 桑名市	136.68	142,457	609	42.75
滋賀県 草津市	67.82	133,975	575	42.92
静岡県 焼津市	70.31	139,876	616	44.04
栃木県 足利市	177.76	148,792	670	45.03
愛知県 江南市	30.20	100,639	454	45.11
埼玉県 加須市	133.30	113,321	512	45.18
愛知県 稲沢市	79.35	137,069	632	46.11
滋賀県 彦根市	196.87	113,171	528	46.66
広島県 尾道市	285.11	137,643	644	46.79
茨城県 古河市	123.58	143,693	674	46.91
愛媛県 新居浜市	234.50	119,893	572	47.71
静岡県 富士宮市	389.08	132,961	636	47.83
愛知県 半田市	47.42	119,897	581	48.46
山口県 防府市	189.37	116,435	565	48.52
群馬県 桐生市	274.45	112,032	564	50.34
香川県 丸亀市	111.83	113,066	588	52.01
石川県 白山市	754.93	113,700	605	53.21
栃木県 佐野市	356.04	118,951	680	57.17
愛知県 東海市	43.43	114,955	682	59.33
山口県 周南市	656.29	143,827	865	60.14
滋賀県 長浜市	681.02	118,498	749	63.21
滋賀県 東近江市	388.37	114,361	732	64.01
宮城県 石巻市	554.55	144,529	1,221	84.48
Ⅲ－２ 合 計		3,766,848	18,221	48.37

Ⅲ－１（22団体）

（人口10万以上15万未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%未満かつⅢ次55%以上の団体）

団 体 名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	一般行政 職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり職員数 (一般行政)
福岡県 糸島市	215.70	101,658	313	30.79
沖縄県 うるま市	87.02	123,976	501	40.41
沖縄県 沖縄市	49.72	142,217	596	41.91
埼玉県 富士見市	19.77	111,167	469	42.19
沖縄県 浦添市	19.48	114,531	484	42.26
埼玉県 深谷市	138.37	143,675	615	42.80
埼玉県 朝霞市	18.34	140,004	600	42.86
岩手県 奥州市	993.30	117,360	587	50.02
栃木県 那須塩原市	592.74	117,653	599	50.91
大阪府 門真市	12.30	122,656	634	51.69
鹿児島県 鹿屋市	448.15	103,665	563	54.31
宮城県 大崎市	796.75	130,955	726	55.44
愛媛県 西条市	510.03	109,681	626	57.07
岡山県 津山市	506.33	101,486	592	58.33
長野県 飯田市	658.66	101,848	601	59.01
山形県 鶴岡市	1,311.53	127,168	758	59.61
千葉県 成田市	213.84	133,456	818	61.29
山形県 酒田市	602.97	102,789	669	65.08
熊本県 八代市	681.36	128,001	838	65.47
北海道 北見市	1,427.41	117,806	777	65.96
佐賀県 唐津市	487.60	122,528	814	66.43
岩手県 一関市	1,256.42	117,530	835	71.05
Ⅲ－１ 合 計		2,631,810	14,015	53.25

(※1) これらの表は、「一般行政職員数」の比較を記載したものであるが、「普通会計職員数」の比較も別途公表されている。ただし、「普通会計職員数」には、市単独で消防業務を実施している自治体の消防職員数が含まれることから、本市のように広域で消防業務を実施している自治体との比較が分かりにくくなるため、単純に比較できる「一般行政職員数」のものを掲載。

(※2) 「一般行政職員数」には、教育部門の職員数と自治体単独での消防職員数は含まない。

(※3) 普通会計職員数については、参考資料3(28ページ)を参照。

類似団体「Ⅲ－3」については、人事課において令和2年11月に取りまとめた「第3次会津若松市定員管理計画の検証について」に記載されているように、関東、近畿、北九州・福岡大都市圏に立地する都市がほとんどを占めている。本市のように大都市に隣接しておらず、地方都市として、その圏域の中心的な役割を担っている都市は少なく、この区分の中で直接的に比較をすることは妥当とは言い難い。

このため、関東、近畿、北九州・福岡の各大都市圏以外で人口が10万人以上15万人未満の都市のうち、面積が300㎢以上あり、消防業務を本市と同様に広域で運営している都市を比較対象として、「Ⅲ－3」の他に「Ⅲ－2」、「Ⅲ－1」に属する都市からも抽出した（表8参照）。

表8 【「類似の都市」の一覧】

No.	県名	市名	市町村類型	住基人口 (人) (H31.1.1現在)	面積 (㎢) (H30.10.1現在)	消防	合併の状況
1	岩手県	奥州市	Ⅲ－1	117,360	993.30	広域	平成18年2月20日
2	宮城県	石巻市	Ⅲ－2	144,529	554.59	広域	平成17年4月1日
3	宮城県	大崎市	Ⅲ－1	130,955	796.75	広域	平成18年3月31日
4	山形県	酒田市	Ⅲ－1	102,789	602.97	広域	平成17年11月1日
5	福島県	会津若松市	Ⅲ－3	119,513	382.97	広域	①平成16年11月1日 ②平成17年11月1日
6	栃木県	那須塩原市	Ⅲ－1	117,653	592.74	広域	平成17年1月1日
7	長野県	飯田市	Ⅲ－1	101,848	658.66	広域	平成17年10月1日
8	石川県	白山市	Ⅲ－2	113,700	754.93	広域	平成17年2月1日
9	滋賀県	東近江市	Ⅲ－2	114,361	388.37	広域	①平成17年2月11日 ②平成18年1月1日
10	滋賀県	長浜市	Ⅲ－2	118,498	681.02	広域	①平成18年2月13日 ②平成22年1月1日
11	岡山県	津山市	Ⅲ－1	101,486	506.33	広域	平成17年2月28日
12	山口県	岩国市	Ⅲ－3	135,342	873.72	広域	平成18年3月20日
13	長崎県	諫早市	Ⅲ－3	137,383	341.79	広域	平成17年3月1日
14	熊本県	八代市	Ⅲ－1	128,001	681.36	広域	平成18年8月1日

(※ 住基人口及び面積の数値は、「平成30年度決算カード」データより引用)

(※ 「合併の状況」中の①②は合併の回数を示す。)

また、人件費抑制の必要性から、正規職員以外に再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び一般職非常勤職員（嘱託職員）の活用が全国の自治体で進められていることから、それぞれの職員数について類似の都市13市へのアンケート調査を実施した。

アンケート調査の概要については以下のとおりである。

- 1 調査期間
令和2年9月1日から9月25日まで
- 2 調査市
「類似の都市」として選定した13市（表8のとおり）
- 3 主な調査事項
 - ① 部門別職員数
 - ・定員管理調査上の人数
 - ・定員管理調査に含まない人数
 - ② 概算年収及び勤務時間
 - ・再任用職員（フルタイム、短時間勤務）（※1）
 - ・任期付職員（フルタイム、短時間勤務）（※2）
 - ・臨時的任用職員（※3）
 - ・一般職非常勤職員（嘱託職員）（※4）
 - ③ 行政機構

（※1）「再任用職員」は、地方公務員法の規定に基づき、地方公共団体の定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考により採用。現在は最長65歳まで任期の更新が可能。再任用職員（地方公務員法第28条の4）及び再任用短時間勤務職員（同第28条の5）に分かれている。

（※2）「任期付職員」は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「任期付職員法」という。）の規定に基づく任用。専門的な知識経験を有する者による当該専門的な知識経験が必要とされる業務、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務、将来ある時点において廃止することが決定されたサービスに係る業務などに従事させる場合に採用。一般任期付職員（任期付職員法第3条第2項第1号及び第2号）、4条任期付職員（同第4条第1項）及び任期付短時間勤務職員（同第5条）等に分かれている。

（※3）「臨時的任用職員」は、旧地方公務員法第22条の規定に基づき、緊急の場合や臨時の職に関する場合（職の存続期間が1年以内であることが予定されている場合）に採用。令和2年4月1日から「会計年度任用職員」に移行。

（※4）「一般職非常勤職員（嘱託職員）」は、旧地方公務員法第17条の規定に基づき、臨時的・補助的業務に従事させる場合に採用。令和2年4月1日から「会計年度任用職員」に移行。

表9 【「類似の都市」の職員給等（普通会計職員数、一般行政職員数、職員給等）の比較表】

No.	自治体名		市町村類型	住基人口 (人) (H31.1.1 現在) (※1)	面積 (km ²) (H30.10.1 現在) (※1)	普通会計 職員数 (人) (H31.4.1 現在) (※2)	人口1万人 当たりの普 通会計職員 数(人) A	再任用短時 間・任期付 短時間・臨 時的任用職 員・一般職 非常勤職員 の合計(普 通会計)(人) (H30.4.1 現在)	左記のう ち一般職 非常勤職 員(嘱託 職員)の 数(普通 会計) (人) (H30.4.1 現 在)	一般行 政職員 数(人) (H31.4.1 現 在) (※2)	人口1万人 当たりの一 般行政職員 数(人) B
	県	市									
1	長崎県	諫早市	Ⅲ-3	137,383	341.79	751	① 54.66	109	0	662	① 48.19
2	栃木県	那須塩原市	Ⅲ-1	117,653	592.74	729	② 61.96	普通会計+公営企業会計 の合計 753		599	③ 50.91
3	石川県	白山市	Ⅲ-2	113,700	754.93	711	③ 62.53	337	333	605	④ 53.21
4	岩手県	奥州市	Ⅲ-1	117,360	993.30	740	④ 63.05	100	0	587	② 50.02
5	宮城県	大崎市	Ⅲ-1	130,955	796.75	917	⑤ 70.02	933	852	726	⑤ 55.44
6	福島県	会津若松市	Ⅲ-3	119,513	382.97	847	⑥ 70.87	177	0	726	⑧ 60.75
7	長野県	飯田市	Ⅲ-1	101,848	658.66	728	⑦ 71.48	537	451	601	⑦ 59.01
8	岡山県	津山市	Ⅲ-1	101,486	506.33	732	⑧ 72.13	319	239	592	⑥ 58.33
9	滋賀県	東近江市	Ⅲ-2	114,361	388.37	852	⑨ 74.50	普通会計+公営企業会計 の合計 954		732	⑩ 64.01
10	山形県	酒田市	Ⅲ-1	102,789	602.97	788	⑩ 76.66	512	502	669	⑪ 65.08
11	熊本県	八代市	Ⅲ-1	128,001	681.36	987	⑪ 77.11	467	293	838	⑫ 65.47
12	山口県	岩国市	Ⅲ-3	135,342	873.72	1,050	⑫ 77.58	288	0	951	⑬ 70.27
13	滋賀県	長浜市	Ⅲ-2	118,498	681.02	970	⑬ 81.86	1,148	0	749	⑨ 63.21
14	宮城県	石巻市	Ⅲ-2	144,529	554.59	1,522	⑭ 105.31	普通会計+公営企業会計 の合計 922		1,221	⑭ 84.48
			平均	120,244	629.25	880	72.84	—	—	733	60.60

(※1) 平成30年度決算カードによる数値を表示。

(※2) 総務省の「類似団体別職員数の状況(平成31年4月1日時点)」による数値を表示。普通会計職員数及び一般行政職員数には、任期の定めのない職員(正規職員)・再任用フルタイム職員・任期付フルタイム職員・育休任期付職員・派遣等が含まれる。

表9は、抽出した「類似の都市」13市(本市を含め14市)について、A欄の「人口1万人当たりの普通会計職員数」を基準として、その数値の小さい順に上から並べたものになっている。また、B欄には「人口1万人当たりの一般行政職員数」の数値を、C欄には、平成30年度の決算カードから、各自治体の職員給を住民基本台帳人口で除した「人口1人当たりの職員給」の数値を記載した。A欄、B欄及びC欄の左側に記した番号については、それぞれの算定数値の小さい順に①から⑭までの番号を充てている。

再任用短 時間・任 期付短時 間的・臨時 的任用職 員・一般 職非常勤 職員の合 計(一般 行政) (人) (H30.4.1 現在)	左記の うち一 般職非 常勤職 員(嘱託 職員)の 数(一般 行政) (人) (H30.4.1 現在)	平成30年 度決算統 計職員給 (千円) (※1) (※3)	職員給/ 人口 (千円/ 人) (※1) C	平成30 年度決 算時間 外勤務 手当 (千円)	職員 1人 当 た り の 時 間 外 勤 務 手 当 (千 円/ 人)	平成30年度 普通交付税、 臨時財政対策 債、基準財政 収入額、留保 財源の合計 /住基人口(人 口1人当 たりの理論 的な一般財 源) (円/人) (※4)	財政調整基 金積立金現 在高(千円) (※1)	実質 公債 費比 率 (%) (※1)	地方債現在 高(千円) (※1)	ラスパ イレス 指数 (%) (※1) (※5)	給料 表の 区 分	普通 計 員 数 の う ち 技 術 職 員 数 (人) (H30.4. 1現在)	市名
94	0	4,343,181	① 31.61	220,186	336	260,428	3,781,175	7.6	55,819,872	97.8	8級	0	諫早市
左記753人の中には、一般職非常勤職員は0人		4,107,195	② 34.91	324,523	478	239,757	5,591,554	4.2	34,169,613	99.6	8級	46	那須塩 原市
124	122	4,055,971	③ 35.67	168,530	433	276,149	2,342,460	11.0	84,720,378	97.2	8級	0	白山市
88	0	4,429,388	④ 37.74	214,067	313	301,505	8,583,643	16.6	69,476,001	98.8	7級	52	奥州市
570	497	5,036,019	⑤ 38.46	203,432 (※6)	230 (※6)	283,354	12,431,283	7.8	71,747,596	97.8	8級	78	大崎市
146	0	5,411,832	⑪ 45.28	342,096	422	242,854	3,096,841	6.2	45,825,238	100.2	8級	52	会津若 松市
315	273	4,199,906	⑥ 41.24	不明	不明	272,312	1,374,691	8.6	42,342,075	97.2	8級	不明	飯田市
162	121	4,322,214	⑦ 42.59	176,743	322	275,297	4,920,188	12.1	73,987,802	100.0	7級	0	津山市
左記954人の中には、一般職非常勤職員は282人		4,983,655	⑨ 43.58	263,286	404	269,744	5,656,008	9.0	57,611,288	100.7	7級	不明	東近江 市
278	272	4,384,076	⑧ 42.65	136,396	173	292,424	3,029,808	10.6	61,429,845	98.8	7級	86	酒田市
240	83	5,587,150	⑩ 43.65	259,288	258	263,526	2,346,136	10.1	67,926,540	97.4	7級	12	八代市
229	0	6,514,337	⑬ 48.13	417,370	397	263,691	8,762,557	5.1	59,454,905	98.9	8級	71	岩国市
694	0	5,654,145	⑫ 47.72	364,535	542	291,929	5,687,923	2.9	45,299,256	97.5	7級	32	長浜市
左記922人の中には、一般職非常勤職員は737人		8,192,258	⑭ 56.68	516,408	340	278,227	10,982,908	9.5	77,321,666	97.0	8級	176	石巻市
—	—	5,087,238	42.14	—	—	272,228	5,613,370	—	60,509,434	98.5	—	—	

(※3) 職員給の額については、基本給(給料、扶養手当)とその他の手当(住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等)の合計額で、平成30年度決算における第2節(給料)と第3節(職員手当等)の合算額から退職手当を差し引いた数値を用いている。

(※4) ここで算出した数値は、19ページの表10中「人口1人当たりの理論的な一般財源」の数値と同じである。「留保財源」及び「理論的な一般財源」についての説明は、19ページの(※3)及び(※4)を参照。

(※5) ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給料水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したものである。

(※6) 大崎市は、時間外勤務手当及び職員1人当たりの時間外勤務手当の額を「市役所」「水道部」「市民病院」に分けて公表している。表中には「市役所」区分の数値を記載。

表9による分析は次のとおりである。

- ① 本市は、A欄の人口1万人当たりの普通会計職員数が70.87人と少ない方から数えて14市中6番目であるが、B欄の一般行政職員数（普通会計職員数から教育部門の職員数と自治体単独での消防職員数を除いた職員数）では60.75人となり8番目である。また、C欄の人口1人当たりの職員給の額は45,280円となり、低い方から11番目になる。14市中の順番を比較すると、人口1万人当たりの普通会計職員数より一般行政職員数の方が順番が高くなるが、これは普通会計に含まれる教育委員会の職員数が他の自治体よりも少ないためである。なお、他の自治体よりも本市の教育委員会の職員数が少ないのは、学校給食調理員や学校用務員の民間委託を進めてきたことや、市立幼稚園が少ないことによるものと考えられる。
- ② 本市の人口1人当たりの職員給が14市中11番目と類似の都市と比して高くなることについて、詳細な分析はできなかったが、数字で見ると時間外勤務手当が多いことやラスパイルス指数が高いことが挙げられる。加えて、給料表の級区分が8級までである中で、職員の年齢構成が他の自治体と比して高い可能性が考えられる。
- ③ これまで一般的に、自治体職員については、一般職非常勤職員（嘱託職員）の活用により正規職員数の増加を抑えている傾向にあるものと考えられていた。しかしながら、分析を進める中で本市と同様に諫早市、那須塩原市、奥州市、岩国市、長浜市では、一般職非常勤職員（嘱託職員）を活用せずに臨時的任用職員を活用している状況が見受けられた。特に那須塩原市は、パートタイムも含めると臨時的任用職員の数が705人と正規職員数と同規模の雇用体制であり、行政運営における臨時的任用職員の役割がより大きなものになっている。
- ④ そこで、この那須塩原市と本市を比較考察すると、那須塩原市の人口1人当たりの職員給が34,910円であるのに対して本市の職員給は45,280円であり、那須塩原市の方が人口1人当たりの額で10,370円低く抑えられていることになる。仮に本市の人口119,513人を人口1人当たりの職員給の差に乗じてみると、その差は総額で約12億39百万円となる。
ただ、那須塩原市はその分、パートタイムも含めた臨時的任用職員を普通会計と公営企業会計合わせて705人雇用しており、そのことは考慮する必要がある。平成30年度普通会計決算における賃金を調べると、本市の2億30百万円に対して、那須塩原市は5億65百万円であり、その差3億35百万円を前述の約12億39百万円より差し引くことが必要であろう。それを差し引くと、本市と那須塩原市の違いは約9億4百万円となる。

いずれにしても、産業別就業者数はもとより、振興すべき産業や市街地の広がりなど必要な行政需要は当然異なるものであるが、市役所として同様の行政機能を担っている中で、人件費の状況によって市の事業や施策に自由に使える一般財源の差が生じていることが、各市の雇用体制から伺い知ることができる。

ここで、「類似の都市」13市の一般財源の状況について考察する。

日本においては、人口や面積などを主な指標として、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、その財源を保障する地方交付税制度があり、これによってどの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう各自治体の財源が守られている。

※ 地方交付税制度における「普通交付税の仕組み」については、参考資料4(30ページ)を参照。

こうした地方交付税の基本を前提に、平成30年度決算カードから「類似の都市」と本市の一般財源と職員給等について試算したものが、次の表10である。

なお、この表で比較対象とした類似の都市も表8及び表9と同様の地方都市で、各データは、各自治体の決算カードの数値を用いている。

表 10

【「類似の都市」の一般財源の状況(平成 30 年度決算カード)】

(単位:千円)

自治体 (人口・面積)	会津若松市	諫早市	那須塩原市	白山市	奥州市	大崎市	飯田市	津山市
	項目	119,513 人 382.97km ²	137,383 人 341.79km ²	117,653 人 592.74km ²	113,700 人 754.93km ²	117,360 人 993.30km ²	130,955 人 796.75km ²	101,848 人 658.66km ²
市税	15,216,417	16,759,093	19,363,722	19,664,987	13,626,178	16,305,921	13,254,380	13,313,361
その他譲与税等(※1)	3,128,631	3,391,728	3,099,745	2,946,321	3,303,764	3,458,873	2,821,794	2,795,952
小計	18,345,048	20,150,821	22,463,467	22,611,308	16,929,942	19,764,794	16,076,174	16,109,313
普通交付税	8,671,340	13,989,386	4,050,224	7,752,070	16,913,997	15,296,244	10,219,917	10,637,961
臨時財政対策債	1,739,000	1,895,600	1,800,000	1,566,400	1,674,500	1,920,400	1,633,300	1,575,763
特別交付税	1,273,539	1,358,695	691,665	1,248,306	1,529,265	1,409,637	1,439,553	1,331,914
震災復興特別交付税	283,420	0	22,893	0	91,526	1,904,072	33	0
合計(一般財源)(※2)	30,312,347	37,394,502	29,028,249	33,178,084	37,139,230	40,295,147	29,368,977	29,654,951
人口1人当たりの一般財源(合計「一般財源」÷人口)	253,632 円/人	272,192 円/人	246,728 円/人	291,804 円/人	316,456 円/人	307,702 円/人	288,361 円/人	292,207 円/人
市立病院会計の有無 病院会計への繰出金	-	-	-	市立病院あり 1,055,603	市立病院あり 1,564,715	市立病院あり 3,452,470	市立病院あり 1,447,787	-
基準財政需要額	22,162,457	28,245,342	20,447,684	23,607,375	28,734,518	29,015,726	22,072,332	22,070,876
基準財政収入額	13,960,406	14,920,062	16,768,469	16,559,752	12,597,136	14,917,444	11,910,902	11,793,830
留保財源(※3)	4,653,469	4,973,354	5,589,490	5,519,917	4,199,045	4,972,481	3,970,301	3,931,277
理論的な一般財源(※4)	29,024,215	35,778,402	28,208,183	31,398,139	35,384,678	37,106,569	27,734,420	27,938,831
人口1人当たりの理論的な一般財源(理論的な一般財源÷人口)	242,854 円/人	260,428 円/人	239,757 円/人	276,149 円/人	301,505 円/人	283,354 円/人	272,312 円/人	275,297 円/人

普通会計の職員給 (千円)	5,411,832	4,343,181	4,107,195	4,055,971	4,429,388	5,036,019	4,199,906	4,322,214
職員給÷人口(円/人) A	45,282	31,614	34,909	35,673	37,742	38,456	41,237	42,589
各市のA×会津若松市の人口 (千円)	45,282× 119,513÷	31,614× 119,513÷	34,909× 119,513÷	35,673× 119,513÷	37,742× 119,513÷	38,456× 119,513÷	41,237× 119,513÷	42,589× 119,513÷
	5,411,832	3,778,284	4,172,079	4,263,387	4,510,660	4,595,992	4,928,358	5,089,939

(※1) 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金の合計金額

(※2) この「合計(一般財源)」には、繰越金及び繰入金(財政調整基金)の額を含まない。

(※3) 「標準的な地方税収入見込額(基準財政収入額 ÷ 0.75)」 × 0.25

(※4) ここでいう「理論的な一般財源」とは、普通交付税の算定に係る自治体の一般財源であり、普通交付税、臨時財政対策債、基準財政収入額、留保財源(標準的な地方税収入見込額の25%)の合計を指すこととする。

(単位:千円)

自治体 (人口・面積)	東近江市	酒田市	八代市	岩国市	長浜市	石巻市
項目	114,361 人 388.37km ²	102,789 人 602.97km ²	128,001 人 681.36km ²	135,342 人 873.72km ²	118,498 人 681.02km ²	144,529 人 554.59km ²
市税	16,987,149	13,244,049	15,158,269	18,427,019	16,785,411	18,858,995
その他譲与税等(※1)	2,778,293	2,769,150	3,215,645	3,413,792	3,007,983	3,802,483
小計	19,765,442	16,013,199	18,373,914	21,840,811	19,793,394	22,661,478
普通交付税	9,518,489	12,899,556	14,105,572	12,836,194	13,261,742	15,631,242
臨時財政対策債	1,713,256	1,533,100	1,699,800	1,200,000	1,769,700	1,910,200
特別交付税	1,356,812	1,262,499	1,231,335	3,059,615	2,545,746	1,528,490
震災復興特別交付税	0	435	0	0	0	20,962,988
合計(一般財源)(※2)	32,353,999	31,708,789	35,410,621	38,936,620	37,370,582	62,694,398
人口1人当たりの一般財源(合計「一般財源」÷人口)	282,911 円/人	308,484 円/人	276,643 円/人	287,691 円/人	315,369 円/人	433,784 円/人
市立病院会計の有無 病院会計への繰出金	市立病院あり 189,000	県・市病院 機構あり	市立病院あり 163,781	市立病院あり 317,761	市立病院あり 1,602,876	市立病院あり 2,101,434
基準財政需要額	23,218,186	24,120,611	26,677,553	28,006,815	26,720,855	31,623,188
基準財政収入額	14,712,377	11,719,000	13,444,712	16,239,178	14,671,134	17,002,776
留保財源(※3)	4,904,126	3,906,333	4,481,571	5,413,059	4,890,378	5,667,592
理論的な一般財源(※4)	30,848,248	30,057,989	33,731,655	35,688,431	34,592,954	40,211,810
人口1人当たりの理論的な一般財源(理論的な一般財源÷人口)	269,744 円/人	292,424 円/人	263,526 円/人	263,691 円/人	291,929 円/人	278,227 円/人

普通会計の職員給 (千円)	4,983,655	4,384,076	5,587,150	6,514,337	5,654,145	8,192,258
職員給÷人口(円/人) A	43,578	42,651	43,649	48,132	47,715	56,682
各市のA×会津若松市の人口 (千円)	43,578× 119,513=	42,651× 119,513=	43,649× 119,513=	48,132× 119,513=	47,715× 119,513=	56,682× 119,513=
	5,208,138	5,097,349	5,216,623	5,752,400	5,702,563	6,774,236

表10より、「類似の都市」の一般財源の状況を分析する。

- ① 本市の平成30年度決算額における「人口1人当たりの一般財源」の金額は253,632円であり、前述した「人口1人当たりの理論的な一般財源」の金額が242,854円となっており、これは、決算額における「人口1人当たり一般財源」の額の95.8%である。制度上、全国の自治体が同様に普通交付税の算定を行っていることから、表中の他の自治体においてもほぼ同じような数値になっている。ただし、市立病院を運営している自治体については、地方交付税の保健衛生費にその病院の経費や建築・設備等の元利償還金が含まれることから、市立病院を持たない自治体より「人口1人当たりの一般財源」が多くなる傾向にある。
- ② 「人口1人当たりの理論的な一般財源」は、最も少ない那須塩原市の239,757円から最も多い奥州市の301,505円までである。市立病院を持たない本市、諫早市、那須塩原市、津山市でみると239,757円から275,297円となっている。津山市の額が高いのは、面積が比較的大きいことや、基準財政需要額に算入される公債費が多いこと、人口が本市に比較して少ない割りに基準財政需要額がほぼ同じ規模のためと考えられる。
- ③ 次に、本市と那須塩原市を比較する。那須塩原市は市税が193億64百万円と本市より41億48百万円多いが、こうした市税などの基準財政収入額が増加することにより、地方交付税の額（普通交付税に臨時財政対策債を加算した額）は本市よりも約45億60百万円少なくなっている。平成30年度決算の一般財源も本市の「人口1人当たりの一般財源」の額が253,632円であるのに対して、那須塩原市が246,728円と大きな差はなく、また「人口1人当たりの理論的な一般財源」の数値もほぼ同様の額となっている。

このように、人口や面積、さらには市立病院の有無を考慮すると、どの地域でも一定水準の行政サービスを提供するための地方交付税制度によって、基本的な一般財源を確保できるようになっていることがこの表からも確認できる。

地方自治体が自由に使える一般財源を増やすためには、市税を増やすこと、基準財政需要額を増やすこと、または一般財源を多く使用する義務的経費（人件費、公債費、扶助費）を減らすことが、基本的な取組となる。

次に、類似団体「Ⅲ－3」に属する地方都市の状況について確認する。

令和2年11月に人事課が取りまとめた「第3次会津若松市定員管理計画の検証について」の中で示された、人口10万人以上15万人未満の都市のうち、関東、近畿、北九州・福岡大都市圏以外の地方都市の一般財源の状況は表11のとおりである。

表 11

【類似団体「Ⅲ-3」の地方都市の一般財源の状況】

(単位:千円)

自治体 (人口・面積)	会津若松市	米子市	三島市	江別市	別府市	伊勢市	延岡市	霧島市
項目	119,513人 382.97km ²	148,524人 132.42km ²	110,352人 62.02km ²	118,985人 187.38km ²	117,932人 125.34km ²	126,573人 208.35km ²	123,483人 868.02km ²	125,824人 603.18km ²
市税	15,216,417	18,810,246	17,789,179	12,484,303	13,792,636	16,931,005	14,529,604	16,388,407
その他譲与税等(※1)	3,128,631	3,651,969	2,770,138	2,833,894	2,798,103	3,136,201	3,158,754	3,431,176
小計	18,345,048	22,462,215	20,559,317	15,318,197	16,590,739	20,067,206	17,688,358	19,819,583
普通交付税	8,671,340	7,803,055	1,061,744	8,882,030	8,464,363	9,645,028	14,041,266	12,856,434
臨時財政対策債	1,739,000	2,053,249	1,330,000	1,430,376	1,563,833	1,948,000	1,712,151	1,744,900
特別交付税	1,273,539	1,035,026	193,796	969,759	266,320	904,868	1,029,621	1,460,514
震災復興特別交付税	283,420	28	0	0	303	0	0	39
合計(一般財源)(※2)	30,312,347	33,353,573	23,144,857	26,600,362	26,885,558	32,565,102	34,471,396	35,881,470
人口1人当たりの一般財源(合計「一般財源」÷人口)	253,632 円/人	224,567 円/人	209,737 円/人	223,561 円/人	227,975 円/人	257,283 円/人	279,159 円/人	285,172 円/人
市立病院会計の有無 病院会計への繰出金	-	-	-	市立病院あり 1,985,997	-	市立病院あり 3,603,181	-	市立病院あり 219,213
基準財政需要額	22,162,457	24,658,373	15,667,698	20,085,963	20,225,625	23,393,533	26,172,313	26,914,261
基準財政収入額	13,960,406	16,790,426	14,594,047	11,197,743	11,761,262	14,375,067	12,655,988	15,139,033
留保財源(※3)	4,653,469	5,596,809	4,864,682	3,732,581	3,920,421	4,791,689	4,218,663	5,046,344
理論的な一般財源(※4)	29,024,215	32,243,539	21,850,473	25,242,730	25,709,879	30,759,784	32,628,068	34,786,711
人口1人当たりの理論的な一般財源(理論的な一般財源÷人口) A	242,854 円/人	217,093 円/人	198,007 円/人	212,151 円/人	218,006 円/人	243,020 円/人	264,231 円/人	276,471 円/人

普通会計の職員数	847人	797人	634人	712人	823人	1,001人	992人	1,035人
(上記のうち単独の消防職員数)	(広域)	(広域)	(広域)	(128人)	(136人)	(199人)	(165人)	(180人)
(上段:普通会計の職員給) 下段:消防を除いた普通会計の職員給(千円)	(5,411,832) 5,411,832	(4,567,747) 4,567,747	(3,548,883) 3,548,883	(3,993,153) 3,301,539	(4,980,605) 4,263,876	(5,674,392) 4,613,349	(6,209,914) 5,226,904	(6,310,511) 5,299,788
消防を除いた普通会計の職員給÷人口(円/人) B	45,282	30,754	32,160	27,748	36,155	36,448	42,329	42,121
各市のB×会津若松市の人口(千円) C	45,282× 119,513≒ 5,411,832	30,754× 119,513= 3,675,503	32,160× 119,513= 3,843,538	27,748× 119,513= 3,316,247	36,155× 119,513= 4,320,993	36,448× 119,513= 4,356,010	42,329× 119,513= 5,058,866	42,121× 119,513= 5,034,007
会津若松市の職員給×各市のA÷会津若松市のA=理論的な一般財源の按分での職員給を比較する値(千円) D		5,411,832 ×217,093 ÷242,854 = 4,837,766	5,411,832 ×198,007 ÷242,854 = 4,412,448	5,411,832 ×212,151 ÷242,854 = 4,727,637	5,411,832 ×218,006 ÷242,854 = 4,858,112	5,411,832 ×243,020 ÷242,854 = 5,415,531	5,411,832 ×264,231 ÷242,854 = 5,888,204	5,411,832 ×276,471 ÷242,854 = 6,160,963
(D-C) E	-	1,162,263	568,910	1,411,390	537,119	1,059,521	829,338	1,126,956

(※1)から(※4)までの説明は、19ページを参照。

表11より、類似団体「Ⅲ－3」に属する地方都市の一般財源の状況を分析する。

① 本市より面積が小さく市立病院を持たない米子市、三島市、別府市の「人口1人当たりの理論的な一般財源」をみると198,007円から218,006円と3市は同じような水準になり、本市より24,848円から44,847円少ないものとなっている。延岡市は、市立病院はないものの面積が本市より485.05km²も広いことから、「人口1人当たりの理論的な一般財源」が本市よりも21,377円多くなっている。

② C欄とD欄において、本市と上記都市との職員給について比較を行った。

C欄には、各市の「人口1人当たりの職員給」を用いて、そこに本市の人口を掛けることで、それぞれに本市と人口が同数であった場合を想定した職員給（総額）を試算し記載した。また、単に普通会計の職員給による比較では、本市と各市の「人口1人当たりの理論的な一般財源」に違いがあることから、D欄には、同等の財源での比較をするため、本市と各市の「人口1人当たりの理論的な一般財源」の比率で、本市の普通会計の職員給を按分した額を試算し記載した。

C欄とD欄を比較する（D欄の値からC欄の値を引く）と、全ての市においてD欄の値が大きくなり、その差がプラスの値として算出される（E欄）。このことから、本市の「人口1人当たりの理論的な一般財源」が各市の「人口1人当たりの理論的な一般財源」と同等の財源であるならば、本市の職員給は全ての市の職員給よりも多い状況にあることが分かる。特に、市立病院を持たない都市の中でE欄を比較すると、最小の差は別府市の537,119千円となり、最大の差は米子市との1,162,263千円となっている。

職員数については、客観的な指標を活用することは効果的と思われるが、職員数を左右する複雑多岐にわたる行政需要をすべて捕捉し、数値化することは相当に難しいものと考えられる。

特に行政サービスの提供の方法は地域の実情によって多種多様であることから、これをもって本市の職員給が一概に高いとは言い切れない。

しかしながら、実際の決算でみられる歳入が一定ならば、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を生み出すための「職員数」を常に考えていく必要があると思われる。

第10 監査の結果

「人件費の状況について」をテーマとし、人事行政にかかる事務の執行について、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどの観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、さらなる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

（所見）

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

1 人件費を検討する際の財政的な視点について

市の事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず、人事行政についてもこの基本原則から外れることはない。このことは、単に経費を切り詰めるだけでなく、積極的に各種事業の事業効果について検討、評価を行うとともに、それに基づいた事業の見直しや重点化等に努めていか

なければならないことを意味している。

職員の給与は、地方公務員法の趣旨に則り条例等に基づいてこれまで適正に支出されてきた。今後さらに市の財政運営が厳しくなることが予測されることから、歳出のおおむね半分を占める義務的経費の一つである人件費のあり方について、財政的な視点からも考えていくことが重要である。

地方交付税は、「地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する」ものであり、本市財政においても歳入の柱となっている。ただし、その額は国が定める基準により決定するものであり、本市の構造に大きな変更がない限りその額を大幅に増やすことは難しいとも言える。

そうであれば、歳入が一定の水準である限り、歳出の工夫によって住民福祉の向上を図らなければならない。どのくらいの人員で、どのくらいの経費がかかり、それをどのように負担していくのかについては、各自治体が自らの責任において考えていく必要がある。

今後については、人件費を検討する際に、財政（歳入歳出）の仕組みに配慮した視点を取り入れ、引き続き総人件費の適正管理に努めるよう検討されたい。

2 職員給を構成する給与と職員数について

(1) 給与（給料及び手当）

本市の給料表や各種手当については、国、県の制度とおおむね同様の内容となっており、また、特殊勤務手当についても適切に見直しがなされてきた経過にあり、特段の問題は認められないものとする。

(2) 自治体業務の見直し

全国の多くの地方自治体が非常勤職員等の雇用を増やすことにより、正規職員数を抑えるような行政運営を行ってきた傾向にある。しかしながら、諫早市のように、非常勤職員等の雇用によらず、かつ本市より少ない正規職員数で行政運営を行い、人口1人当たりの職員給においても本市より約30%少ない自治体がある。

近年、各自治体においては、行政組織及び運営の簡素化や合理化が図られており、これまで地方自治体が行ってきた業務についても、実施する必然性の減少した業務や民間に委ねることができる業務などの選別、見直しが進んでいる。

このような状況下においては、業務内容に応じて、「なぜ非常勤職員等ではなく正規職員での対応が必要なのか」「なぜ民間委託ではなく市が直営で行わなければならないのか」を自治体自らが問い、説明責任を果たしていく時代になってきたと考える。そのためには、現在市が行っている事業や業務についての精査を行い、市が主体となるべきか民間が主体となるべきか、それらの位置付けを明確にした上で業務にあたらなければならないものとする。

単なる人件費削減という支出抑制策であれば、住民サービスの低下につながる恐れもある。それを踏まえた上で、本市よりも少ない職員数で運営している自治体との業務量や事業数などの比較検討を行いながら、定例的な業務のデジタル化や民間委託の検討など、さらに踏み込んだ取組を進めていくことを検討されたい。

(3) 職員数

人口減少や少子高齢化の進展、行政需要の多様化等、社会情勢の変化に対応することが求められる中、効率的で質の高い行政運営を実現するため、地域の実情に応じ、行政需要の変化に対応したメリハリのある人員配置を行うなど、適切な人事管理に取り組むことが重要である。

行政サービスの提供の方法は地域の実情に応じて多種多様であることから、本市の職員数が多い、少ないと一概に評価することはできない。

地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を生み出すための「職員数」を常に考えていかなければならない。その際に、「なぜ本市は他市と比べて職員数が多いのか」、「なぜこの部門は総務省が試算した職員数より多いのか」などの視点は、今後、本市が考える職員数の基準を検討する上で重要である。

職員の適正な定員管理については、本市の会津地方における中心都市としての役割を加味した上で、下記項目等も参考にしながら、さらなる調査研究を進められたい。

- (i) 類似団体や「類似の都市」との比較（産業別就業者数の類似性だけでなく、地域性や人口と面積、財源の類似性を含めて本市と類似する他市との比較）を行うこと。
- (ii) 組織の部門毎に、本市と他市との業務の違いや業務量の比較を行い、本市の職員配置の分析を行うこと。

総務省は従来、地方自治体に他団体との比較を促しており、参考となる「類似団体別職員数の状況」を公表している。市は、こうした情報をもとに「第3次会津若松市定員管理計画の検証について」の中で類似団体との比較を行っているが、さらなる推進が望まれるところである。今後は、上記(i)、(ii)に記載したように、より多くの情報をもとに、財政状況や業務内容などにも目を向けながら比較検討を進められたい。

なお、平成29年法律第29号により、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保するとともに、会計年度任用職員の制度を創設し、令和2年4月1日より運用が開始された。これにより、全国の地方自治体の雇用形態がより分かりやすいものに改善された。今後は、規模の適正化を図るための類似都市との比較検討が行いやすくなるものと推察する。

本来であれば、住民自治の観点から、市民の意思と責任によって規模の適正化が図られることが望ましい。総務省の地方公共団体給与情報等公表システムでは、全国の地方自治体の給与や定員管理に関する情報を提供しているが、これは市民が地方公共団体間の比較分析を行いやすくするためにシステム化されたものである。市民一人ひとりの意思決定や議会における議論に寄与することができる市の情報提供のあり方についても検討されたい。

参考資料 1

総務省が公表している各自治体の決算カードにおける職員給の項目について説明する。

総務省は地方財政状況調査（決算統計）を公表しているが、この決算統計とは、地方自治体の毎年度の決算状況について、統一ルールに基づいてまとめられているものである。

決算統計で作成される決算カードは、全ての地方自治体が総務省に報告し、総務省のホームページに掲載されている。この決算カードには、各自治体の「性質別歳出の状況」が記載され、「人件費」「扶助費」「公債費」「物件費」「維持補修費」「補助費等」「繰出金」「積立金」「投資・出資金・貸付金」「前年度繰上充用金」「投資的経費」という区分別に決算額が記載されている。

この場合の人件費は、次の表の項目で構成されている。

表12 【人件費を構成する項目】

(平成 30 年4月1日現在)

議員報酬	委員等報酬	市長等特別職給与	職 員 給										市町村職員共済組合負担金等	退職金	災害補償費	職員共会付金	その他（任用職員、非常勤特別職の社会保険料）		
			基本給		その他の手当														
			給料	扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当						寒冷地手当	
第1節	第2節	第2節	第3節										第4節	第3節	第5節	第19節	第4節		

※ 第1節～第19節は、歳出科目上の節の区分である。

ここでいう人件費のうち職員給については、上記の表に記載したとおり、基本給（給料、扶養手当）及びその他の手当（住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等）であり、歳出科目上の第3節（職員手当等）の中の退職金は含まれていない。

【平成30年度決算カード（会津若松市）】

平成30年度決算状況		27年度国調		22年度国調		27年度国調		22年度国調		市町村税の状況		産業構造		団体系		市町村類型		都道府県名	
区	決算額	構成比	増減率	人口	人口密度	人口	人口密度	第1次	第2次	第3次	収入	支出	割合	区分	人数	面積	人口	面積	07
地方譲与交付金	15,216,417	29.4	15.2%	124,062	31.1	118,513	30.1	3,063	5.5	14,181	15,107,027	15,107,027	99.3	一般	833	2,753,065	51,724,691	52,868,454	福島県
地方債交付金	424,240	0.8	-1.7%	126,220	30.1	118,670	30.1	5.5	14,183	14,181	15,107,027	15,107,027	99.3	一般	833	2,753,065	51,724,691	52,868,454	会津若松市
地方債交付金	19,278	0.0	0.1	382,97	30.1	119,983	30.1	25.4	38,549	37,984	6,516,046	6,516,046	42.8	一般	47	172,161	128,644	208,016	会津若松市
地方債交付金	26,968	0.1	0.1	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	207,115	207,115	1.4	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	2,421,409	4.7	8.9	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	5,235,223	5,235,223	34.4	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	13,685	0.1	0.3	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	99,968	99,968	2.6	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	94,645	0.2	0.3	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	669,740	669,740	4.4	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	75,332	0.1	0.3	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	7,342,587	7,342,587	48.3	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	10,228,289	19.8	8.7%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	7,254,862	7,254,862	47.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	3,071,340	5.8	32.0	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	934,580	934,580	6.1	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	1,273,539	2.5	32.0	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	28,554,708	55.2	26.9%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	15,216,417	15,216,417	100.0	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	18,639	0.0	18.6%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	420,295	0.8	2.4%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	629,620	1.2	26.9%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	151,502	0.3	15.7%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	8,132,707	15.7	8.0	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	4,139,229	8.0	32.2%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	40,920	0.1	1.1	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	545,933	1.1	17.1%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	2,089,401	4.0	17.1%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	908,901	1.8	4.7%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	4,733,700	9.2	1.7%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	1,739,000	3.4	27.0%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	51,723,691	100.0	27.0%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	7,955,440	15.3	7.0%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	5,411,832	10.9	4.9%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	12,473,671	25.2	3.6%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	4,542,682	9.2	4.1%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	4,221,469	8.5	4.0%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	320,973	0.6	320.9%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	220	0.0	220.0%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	24,391,773	49.6	15.1%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	6,701,716	11.5	6.0%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	760,058	1.5	6.0%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	5,242,618	10.6	4.7%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	2,035,257	5.3	2.0%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	5,629,227	11.4	4.8%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	1,683,873	3.4	5.6%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	688,780	1.4	24.7%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	5,256,401	10.6	6.9%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	31,498	0.1	31.4%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	5,234,170	10.6	6.6%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	2,882,957	5.8	2.8%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	2,294,377	4.6	2.3%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	22,231	0.0	2.8%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市
地方債交付金	49,854,446	100.0	30.7%	324	0.1	324	0.1	69.2	69.2	69.2	109,390	109,390	0.7	一般	14	56,310	43,560	2,089,401	会津若松市

参考資料3

【類似団体Ⅲ－3の普通会計職員数】

Ⅲ－3（51団体）

（人口10万以上15万未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上の団体）

団 体 名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	普通会計 職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり職員数 (普通会計)
福岡県 春日市	14.15	113,225	355	31.35
福岡県 筑紫野市	87.73	103,853	424	40.83
福岡県 大野城市	26.89	100,933	413	40.92
大阪府 守口市	12.71	143,458	609	42.45
東京都 東久留米市	12.88	116,896	541	46.28
東京都 青梅市	103.31	134,086	622	46.39
東京都 昭島市	17.34	113,215	545	48.14
大阪府 泉佐野市	56.51	100,702	488	48.46
埼玉県 ふじみ野市	14.64	114,292	563	49.26
東京都 国分寺市	11.46	123,689	616	49.80
大阪府 河内長野市	109.63	105,924	542	51.17
東京都 小金井市	11.30	121,443	624	51.38
埼玉県 鴻巣市	67.44	118,745	614	51.71
東京都 多摩市	21.01	148,745	777	52.24
大阪府 羽曳野市	26.45	111,955	587	52.43
埼玉県 入間市	44.69	148,442	796	53.62
鳥取県 米子市	132.42	148,524	797	53.66
埼玉県 坂戸市	41.02	101,226	544	53.74
長崎県 諫早市	341.79	137,383	751	54.66
神奈川県 座間市	17.57	130,963	730	55.74
東京都 武蔵野市	10.98	146,399	840	57.38
静岡県 三島市	62.02	110,352	634	57.45
大阪府 池田市	22.14	103,655	603	58.17
神奈川県 海老名市	26.59	133,199	777	58.33
兵庫県 三田市	210.32	112,806	662	58.68
千葉県 我孫子市	43.15	132,216	785	59.37
埼玉県 三郷市	30.13	141,827	845	59.58
北海道 江別市	187.38	118,985	712	59.84
福岡県 飯塚市	213.96	129,002	774	60.00
埼玉県 戸田市	18.19	139,616	849	60.81
奈良県 生駒市	53.15	120,132	732	60.93
神奈川県 伊勢原市	55.56	100,777	616	61.13
千葉県 鎌ヶ谷市	21.08	109,972	678	61.65
千葉県 印西市	123.79	101,299	625	61.70
大阪府 松原市	16.66	120,321	744	61.83
岐阜県 多治見市	91.25	111,090	699	62.92
茨城県 土浦市	122.89	142,862	903	63.21
奈良県 橿原市	39.56	122,242	837	68.47
大阪府 箕面市	47.90	138,368	953	68.87
千葉県 木更津市	138.95	135,318	944	69.76
大分県 別府市	125.34	117,932	823	69.79
茨城県 取手市	69.94	107,489	754	70.15
福島県 会津若松市	382.97	119,513	847	70.87
福岡県 大牟田市	81.45	115,310	832	72.15
大阪府 富田林市	39.72	111,898	829	74.09
山口県 岩国市	873.72	135,342	1,050	77.58
三重県 伊勢市	208.35	126,573	1,001	79.08
宮崎県 延岡市	868.02	123,483	992	80.33
鹿児島県 霧島市	603.16	125,824	1,035	82.26
広島県 廿日市市	489.48	117,483	1,003	85.37

団 体 名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	普通会計 職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり職員数 (普通会計)
北海道 小樽市	243.83	116,529	1,039	89.16
Ⅲ－3 合計		6,225,513	37,355	60.00

【類似団体Ⅲ－２、Ⅲ－１の普通会計職員数】

Ⅲ－２（30団体）

（人口10万以上15万未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%未満の団体）

団 体 名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	普通会計 職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり職員数 (普通会計)
大阪府 大東市	18.27	120,759	531	43.97
静岡県 藤枝市	194.06	145,550	673	46.24
岐阜県 可児市	87.57	102,175	489	47.86
愛知県 瀬戸市	111.40	129,754	668	51.48
静岡県 焼津市	70.31	139,876	733	52.40
滋賀県 草津市	67.82	133,975	713	53.22
茨城県 古河市	123.58	143,693	780	54.28
岐阜県 各務原市	87.81	148,225	806	54.38
埼玉県 加須市	133.30	113,321	644	56.83
愛知県 半田市	47.42	119,897	697	58.13
石川県 小松市	371.05	108,713	635	58.41
愛知県 江南市	30.20	100,639	601	59.72
静岡県 掛川市	265.69	117,931	707	59.95
石川県 白山市	754.93	113,700	711	62.53
愛知県 稲沢市	79.35	137,069	873	63.69
山口県 防府市	189.37	116,435	764	65.62
愛媛県 新居浜市	234.50	119,893	797	66.48
静岡県 富士宮市	389.08	132,961	884	66.49
栃木県 足利市	177.76	148,792	1,015	68.22
三重県 桑名市	136.68	142,457	1,010	70.90
広島県 尾道市	285.11	137,643	1,005	73.01
滋賀県 東近江市	388.37	114,361	852	74.50
香川県 丸亀市	111.83	113,066	846	74.82
愛知県 東海市	43.43	114,955	879	76.46
滋賀県 彦根市	196.87	113,171	875	77.32
栃木県 佐野市	356.04	118,951	950	79.86
山口県 周南市	656.29	143,827	1,167	81.14
滋賀県 長浜市	681.02	118,498	970	81.86
群馬県 桐生市	274.45	112,032	980	87.48
宮城県 石巻市	554.55	144,529	1,522	105.31
Ⅲ－２ 合 計		3,766,848	24,777	65.78

Ⅲ－１（22団体）

（人口10万以上15万未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%未満かつⅢ次55%以上の団体）

団 体 名	面積 (R1.10.1)	住基人口 (H31.1.1)	普通会計 職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり職員数 (普通会計)
福岡県 糸島市	215.70	101,658	475	46.73
埼玉県 富士見市	19.77	111,167	541	48.67
埼玉県 朝霞市	18.34	140,004	719	51.36
大阪府 門真市	12.30	122,656	743	60.58
沖縄県 浦添市	19.48	114,531	705	61.56
栃木県 那須塩原市	592.74	117,653	729	61.96
沖縄県 うるま市	87.02	123,976	771	62.19
沖縄県 沖縄市	49.72	142,217	892	62.72
岩手県 奥州市	993.30	117,360	740	63.05
鹿児島県 鹿屋市	448.15	103,665	691	66.66
埼玉県 深谷市	138.37	143,675	977	68.00
宮城県 大崎市	796.75	130,955	917	70.02
長野県 飯田市	658.66	101,848	728	71.48
岡山県 津山市	506.33	101,486	732	72.13
北海道 北見市	1,427.41	117,806	900	76.40
山形県 酒田市	602.97	102,789	788	76.66
熊本県 八代市	681.36	128,001	987	77.11
愛媛県 西条市	510.03	109,681	889	81.05
山形県 鶴岡市	1,311.53	127,168	1,145	90.04
千葉県 成田市	213.84	133,456	1,204	90.22
佐賀県 唐津市	487.60	122,528	1,145	93.45
岩手県 一関市	1,256.42	117,530	1,164	99.04
Ⅲ－１ 合 計		2,631,810	18,582	70.61

参考資料 4

地方交付税は、「地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である」と総務省ホームページで説明されている。

普通交付税の仕組み

基準財政 A市
需要額

基準財政需要額	100 億円
---------	--------

基準財政 A市
収入額

普通交付税 40 億円	基準財政収入額 60 億円	留保財源 20 億円
----------------	------------------	---------------

← --- 標準的な地方税収入見込額 --->
80億円

各自治体の普通交付税 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額
 基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 原則として75%

一般的な自治体は、市税を増やして自由に使える一般財源を増やすことを目指しているが、普通交付税を受けている自治体は、仮に市税を80億円から100億円に増やすことができた場合は、下記のようなになる。

基準財政 A市
需要額

基準財政需要額	100 億円
---------	--------

基準財政 A市
収入額

普通交付税 25 億円	基準財政収入額 75 億円	留保財源 25 億円
----------------	------------------	---------------

←-----標準的な地方税収入見込額----->
100 億円

市税を80億円から100億円に増やすと、普通交付税が40億円から25億円に減額となり、実質的に増える一般財源は、留保財源が20億円から25億円になり、5億円分が増えて自由に使える一般財源となる。

反対にその市の税収が大きく減少した場合、仮に80億円から60億円に減少してしまった場合は、下記のようなになる。

基準財政 A市
需要額

基準財政需要額	100 億円
---------	--------

基準財政 A市
収入額

普通交付税 55 億円	基準財政収入額 45 億円	留保財源 15 億円
----------------	------------------	---------------

←標準的な地方税収入見込額→
60億円

市税が80億円から60億円に減少しても、普通交付税が40億円から55億円に増額されて、実質的に減る一般財源は、留保財源が20億円から15億円になり、5億円分が減少する一般財源となる。このように、市税の減少などが自治体の運営に大きく影響しないように、地方交付税制度はつくられている。

ここで、基準財政需要額についてである。地方交付税制度では、地方自治体における個々具体的な財政支出の実態から、その自治体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における財政需要としてその額が算出されることとなっている。その算定の仕組みは下記のとおりである。

単位費用	×	測定単位	×	補正係数
(測定単位1当たり費用)		(人口、児童・生徒数など)		(段階補正、寒冷補正など)

※ 補正係数は、各自治体の人口規模、人口密度、都市化の程度、気象条件等の違いで大きな差があるため、この補正係数で各自治体の公正妥当な算定を行っている。

単位費用と補正係数は、国が標準的な自治体を調査して決定することから、全国の自治体における算定の考え方としては公平となる。その意味では、基準財政需要額を増やすためには測定単位を増やす必要がある。市町村の測定単位は下記のとおりである。

1 個別算定経費

項 目	測 定 単 位	
消 防 費	人 口	
土 木 費	道 路 橋 り よ う 費	道 路 の 面 積
		道 路 の 延 長
	港 湾 費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
		外郭施設の延長(漁港)
	都 市 計 画 費	都 市 計 画 区 域 に お け る 人 口
	公 園 費	人 口
		都 市 公 園 の 面 積
	下 水 道 費	人 口
そ の 他 の 土 木 費	人 口	
教 育 費	小 学 校 費	児 童 数
		学 級 数
		学 校 数
	中 学 校 費	生 徒 数
		学 級 数
		学 校 数
	高 等 学 校 費	教 職 員 数
		生 徒 数
	そ の 他 の 教 育 費	人 口
		幼 稚 園 等 の 小 学 校 就 学 前 子 ど も の 数

項 目	測 定 単 位	
厚 生 費	生 活 保 護 費	市 部 人 口
	社 会 福 祉 費	人 口
	保 健 衛 生 費	人 口
	高 齢 者 保 健 福 祉 費	65歳以上人口
		75歳以上人口
清 掃 費	人 口	
産 業 経 済 費	農 業 行 政 費	農 家 数
	林 野 水 産 行 政 費	林 業 及 び 水 産 業 の 従 業 者 数
	商 工 行 政 費	人 口
総 務 費	徴 税 費	世 帯 数
	戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	戸 籍 数
		世 帯 数
	地 域 振 興 費	人 口 面 積
地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	人 口	
人 口 減 少 等 特 別 対 策 事 業 費	人 口	
地 域 社 会 再 生 事 業 費	人 口	

2 包括算定経費

測 定 単 位
人 口
面 積